

【新設】令和7年度

「福井型スタートアップ創出支援事業補助金（スタートアップ創出枠）」

将来の大きな成長を目指す事業を県内で創業する方に対し、その経費の一部を補助します。

●募集期間 令和7年6月19日(木)～令和7年7月22日(火) 17時

補助事業の目的	福井県内で大きな成長を目指すビジネスモデルにて創業する、県内者やUターン者の創業に係る初期費用等、また学生の創業に係る初期費用等を支援し、県内産業の活性化を図る。
区分	県内起業、Uターン、県内起業（学生）
補助率 （補助限度額）	【県内起業、Uターン】 2/3以内（100万円を限度とする） 【県内起業（学生）】 10/10以内（100万円を限度とする） ただし、採択数により変動する場合があります。
採択予定数	10件程度
補助対象事業者	申請事業に係る自主財源分について、「各市町が交付する移住支援金」、「その他知事が認める事業」を除く他の補助事業による補助を受けない者で次に掲げる（1）から（5）の要件をすべて満たし、かつ、各区分の要件を満たす者とする。 （1）特徴あるビジネスモデルで起業する者（他社との差別化が説明できること）。 （2）5年目の売り上げが1年目の売り上げの1.5倍以上見込める、もしくは5年目の売上が1,000万円以上見込めること。 （3）今年度の4月1日から事業期間完了日までに福井県内において以下①～④に示す要件を全て満たす事業を創業し、個人事業の開業届もしくは会社等の設立登記を行い、その代表者となる者であること。ただし、県内起業（学生）区分においては前年度4月1日以降に創業し、個人事業の開業届もしくは会社等の設立登記を行い、その代表者となっている者（前年度「学生起業応援補助金」の交付を受けている者を除く）も対象とする。なお、大企業および「みなし大企業」は対象外とする。 ①福井県の地域課題の解決に資する社会的事業分野（空き家活用、子育て支援、買物弱者対策、県産品の活用、健康寿命延伸、高齢者・障がい者の生活支援、教育・人材育成、環境対策、地域活性化、まちづくり、地域商社等）の事業であること。 ②公序良俗に反する事業でないこと。 ③公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。 ④起業する者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）。 （4）法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。 （5）申請を行う者または設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力または反社会勢力との関係を有する者ではないこと。
要件	<u>Uターン</u> ① 前年度4月1日から事業期間完了日までに、福井県内に住民票を移して居住し、かつ、継続して5年以上居住する意思を有していること。 ② 住民票を移す直前に、連続して5年以上、県外に在住していたこと。 <u>県内起業（学生）</u> ① 補助金を申請する日において、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校（いずれも県内に所在、以下「大学等」という。）に在籍する学生。 ② 補助金を申請する日において、30歳未満である者。
補助事業期間	交付決定の日から交付決定日の属する年度の1月末日までを原則とする。

【補助対象経費】

■次の（ア）～（ウ）にかかる経費のうち、下表に定める経費

（ア）事業拠点開設にかかる経費

（イ）新商品・新サービス等の開発にかかる経費

（ウ）新商品・新サービス等の販路開拓にかかる経費

経費区分	内容
事業拠点開設	創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、事務所等改装費（ただし、不動産の増改築および価格が50万円以上のものを除く。）、人件費（役員および個人事業主と生計を一にする家族は除く。）、事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費（ただし、車両および取得価格が50万円以上のものを除く。）、その他創業に必要と認められる経費
商品開発事業	旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費（ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。）、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業のすべてを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費
販路開拓事業	旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費（ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。）、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費

※税別購入価格が10,000円未満の経費は補助対象になりません。詳細は交付要領をご確認ください。

応募から交付決定までの流れ

①事業計画書の作成

福井県産業労働部経営改革課のHPから応募様式をダウンロードし、計画書を作成してください。

②県内の商工団体へ相談

提出にあたり、県内の商工会議所・商工会から「意見書」の発行を受ける必要があります。計画書の内容を含めてご相談ください。募集締切の1週間前までには、各商工団体へご相談ください。

③提出

添付書類と併せて福井県産業労働部経営改革課へメールにてご提出ください。

【提出先メールアドレス】keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp

※募集期間内にメールが届いていない場合は対象外となりますのでご注意ください。メールが送信エラーになる場合はご連絡ください。スキャンデータが必要なものがあります。スキャンが難しい場合は期間内にご郵送ください。

④審査委員会の開催

書面審査を通過した申請者は事業計画書の内容についてプレゼン形式で審査委員に説明していただきます。

⑤内定・採択

採択決定後、事業スタートとなります。事業期間は最長で翌年の1月末までとなります。

【お問い合わせ先】

福井県産業労働部経営改革課（TEL 0776-20-0537）

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

《HP》<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/sougyou.html>